

修繕費	13.62	1.04
衛生費及雑費	23.65	1.82
平均一ヶ月延人員	301人	

社會部會計報告 (自昭和五年八月一日  
至昭和六年八月末日)

内 容	一ヶ月平均	
收入之部		
大井宿泊所益金	52.35	
銀行利息	5.61	
前年度繰越金	227.44	
合 計	285.41	
支出之部		
大島宿泊所缺損補助金	463.45	35.55
差引 不 足	178.04	13.69
總同盟會計より立替補填		

上記之通り相違無之候也

昭和六年八月三十一日

主 事 松 岡 駒 吉 ㊤  
 會 計 松 岡 駒 吉 ㊤  
 社 長 福 岡 金 次 郎 ㊤  
 部 長 福 岡 金 次 郎 ㊤

107

労働會館

各組合、同盟等の建設せる労働會館は既に九箇を數へるに至つた。本年度に新に建設されたるものは千葉縣八幡労働會館、大改造増築を加へて面目を一新したるものは神奈川県労働會館、日本労働會館である。別項財團法人日本労働會館報告参照。尙、現に計畫進行中のものは、大阪労働會館を始め、二三を數へるのであるが、來年度に於ては、日覺しき進出を期待する次第である。

信用事業

加盟組合關係の信用事業とも稱すべき方面の運動は、近來活氣を呈し來り、各組合、各支部に於て設立したるもの相當數に上る。これに就て、關東労働同盟會は、具體的統一案を審議中であるが、本部社會部としても、何等か一定の方針を定むべき必要を感じて居る。

左に、本年十月一日より事業を開始したる、製網労働組合金融部の規約を掲げて參考に供する。

製網労働組合金融部規約

第一章 總 則

- 第一條 本部門は組合員相互の金融の円滑を計るを以て目的とす
- 第二條 本部門は日本労働總同盟製網労働組合金融部と稱す
- 第三條 本部門の組織は有限責任とす
- 第四條 本部の事務所は製網労働組合本部に置く
- 第五條 本部門の事業範圍は製網労働組合員に限る
- 第六條 本部門の事業は組合員の出資金を以て行ふものとす
- 第七條 本部門の財産に對する各人の持分はその拂込済出資額とす
- 第八條 本部門の事業より生じたる剰餘金は製網労働組合規約第三十八條第一項を適用す
- 第九條 出資一口の金額は金拾圓とす但し出資口數一名に付き五口以内とす
- 第十條 出資持分は之を譲渡するを得ず但し持分の一部に付き拂戻しを求むる事を得
- 第十一條 出資第一回の拂込は一口に付き金壹圓以上とす
- 第十二條 出資拂込は十ヶ月を以て完了するものとす